

議案第二号

港区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員定数条例の一部を改正する条例

港区職員定数条例（昭和五十年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、七七二人」を「一、八五五人」に、「一二七人」を「一〇八人」に、「一四二人」を「九八人」に、「二三二人」を「一八八人」に、「二、一六〇人」を「二、一八〇人」に改める。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説明）

児童相談所の設置等及び学校調理業務等の委託の取組結果を踏まえ、職員の定数を改定するため、本案を提出いたします。